

2020年6月号

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

東京：〒142-0062 東京都品川区小山 3-21-10-205

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

新型コロナウイルス感染症にかかる助成金、給付金の動向

数回にわたり事務所便りでご紹介した雇用調整助成金。またまた特例が追加されました。今回は、2020/6/15 時点の雇用調整助成金、その他の給付金をご紹介します。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆雇用調整助成金の1人1日当たりの上限額引上げ、助成率の拡充など

緊急対応期間が2020/4/1～6/30まででしたが、9/30までに延長されました。この期間において、1人1日当たりの上限額が8,330円から15,000円に引上げられました(企業規模問いません)。また、解雇等せず雇用維持に努めた中小企業の助成率が9/10から10/10に引上げられました。

上限額引上げと助成率拡充は、緊急雇用安定助成金も対象となり、2020/4/1に遡って適用されます。すでに助成金を受給、申請された企業は役所側で遡って計算してくれますので、再申請は不要です。ただし、過去の休業手当を増額し、追加で支給する場合は、2020/9/30までに再申請等の手続きが必要になります。<<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000639422.pdf>>

◆雇用調整助成金のオンライン申請の運用停止

5/20から始まった雇用調整助成金のオンライン申請ですが、初日にシステムトラブルが発生し、運用を停止しておりました。6/5に再開されたものの、他社の情報が見られる不具合により、再び運用停止となっております。今後の運用再開については未定です。

◆新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額引上げなど

休暇取得の対象期間が2020/2/27～6/30まででしたが、9/30までに延長されました。また、2020/4/1以降に取得した休暇については、本助成金の1日あたりの上限額が8,330円から15,000円に引上げられ、本支援金の1日あたりの額が4,100円から7,500円に引上げられました。

本助成金：<<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639279.pdf>>

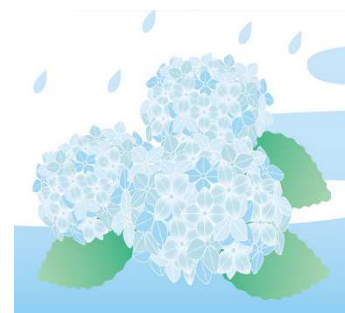
本支援金：<<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639280.pdf>>

◆創設！妊娠中の女性のための助成金

医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性が利用できる特別休暇を設け、通常の有給休暇の6割以上を支払い、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、合計5日以上休暇を取得させた会社が対象となります。

支給額は、対象労働者1人当たり、休暇5日以上20日未満は25万円、以後20日ごとに15万円加算(上限100万円、1事業所20人まで)となります。制度整備や周知は2020/5/7～9/30、休暇付与は2021/1/31までが対象となります。

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000639395.pdf>>



◆創設！両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（年次有給休暇等とは別の休暇。最低 20 日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計 5 日以上労働者に取得させた中小企業事業主が対象となります。

支給額は、対象労働者 1 人当たり、休暇 5 日以上 10 日未満は 20 万円、10 日以上は 35 万円(1 企業 5 人まで)となります。

2020/4/1～2021/3/31 までの間に取得した休暇が対象になります。

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000639624.pdf>>

◆雇用保険法臨時特例法(新型コロナ対応休業支援金)が成立

※厚生労働省から詳細がまだ公表されておりませんので、法令からの概要になります。

2020/4/1～9/30 で新型コロナウイルス感染症の影響で休業したが、休業手当などの給与が支払われなかった中小企業の雇用保険被保険者に対して、賃金(休業開始月前 6 か月のうちいずれか 3 か月の総額を 90 で除した額)の 80%(上限 11,000 円)を日額として支給されます。日数は、休業期間から勤務日や育児休業等の休業日でない日を除いた数になります。雇用保険被保険者でない者に対しても、本支援金に準じて支給される予定です。本支援金の申請は本人ですが、会社が行うこともできます。

◆持続化給付金

中小法人や個人事業主が、2020/1 以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月があり、今後も事業継続の意思があれば、中小法人は最大 200 万円、個人事業主は最大 100 万円の助成が受けられます。

※中小法人：資本金の額または出資の総額が 10 億円未満であること。総額が定められていない場合は、常時使用する労働者数が 2,000 人以下であること。

※具体例：中小法人(12 月決算)

まず、2020/1 以降の任意の月と、前年の同月の事業収入(売上)を確認します。

任意の月を 4 月とした場合、下図では今年の売上が 10 万円、前年の 4 月の売上が 40 万円ですので、事業収入が 50%以上減少していることが確認できます。

次は、前年の同月を含む決算期間の各月の売上を確認します。各月の売上合計が 400 万円ですので、 $400 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円}(\text{任意の月とした 4 月}) \times 12 \text{ か月} = 280 \text{ 万円}$ となります。

ここで中小法人は、最大 200 万円の助成ですので、200 万円の助成を受けることが出来ます。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2019年	40	40	30	40	40	30	30	30	30	30	30	30	400
2020年	30	30	40	10	20	20							

単位：万円

任意の月を 5 月とした場合、事業収入が 50%以上減少しておりますが、 $400 \text{ 万円} - 20 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} = 160 \text{ 万円}$ となります。持続化給付金は 1 回しか申請できませんので、任意の月を選ぶときにご注意ください。

下記より、オンライン申請ができます。申請方法が動画で公開されていたり、主な添付書類も確定申告書類、売上台帳、通帳の写しと少ないため、比較的容易に申請が可能です。

<<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>>

